毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年　第七五七号　十一月二十四日　（火曜日）

目次

公安委員会規則
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正 …… 一
告示
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業） …… 一
指定予定保安林（二件） …… 二
付保義務の発生 …… 二
都市計画事業の事業計画の変更認可 …… 二
公告
県営土地改良事業の工事の完了 …… 三

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月24日

大分県公安委員会委員長　渡　邊　直　二

大分県公安委員会規則第15号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する事務の部を次のように改める。

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する事務	第44条の３第４項	県又は市町村が都市再生整備等協定に道路の整備に関する事項を記載する場合の同意
	第44条の３第10項において準用する同条第４項	県又は市町村が都市再生整備等協定に定められた道路の整備に関する事項を変更する場合の同意
	第46条第11項及び同条第33項において準用する同条第11項	市町村が都市再生整備計画に道路占用施設等の設置に関する事項を記載する場合の同意
	第46条第15項及び同条第33項において準用する同条第15項	市町村が都市再生整備計画に道路の整備に関する事項を記載する場合の同意
	第46条第26項及び同条第33項において準用する同条第26項	市町村が都市再生整備計画に交通規制等に関する事項を記載する場合の協議
	第81条第８項及び第81条第32項において準用する同条第８項	市町村が立地適正化計画に駐車場配置適正化区域等に関する事項を記載する場合の協議
	第117条第２項	市町村都市再生協議会の構成員に関する協議

別表の国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第６号）に規定する事務の部を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○告　示

大分県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年十一月二十四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

地区名	縦覧期間	縦覧場所
ふるさと宮城地区白丹工区	令八・一一・二四から 令八・一二・一四まで	竹田市役所

大分県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年十一月二十四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字小川字タチバナ二二〇四番一、二二〇五番一、二二〇八番一、二二一〇番一、二二一二番一

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年十一月二十四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　保安林予定森林の所在場所

別府市大字別府字小鹿四三七五番一、四三七六番、字竹ノ脇五一五六番、五一五七番、五一七一番二

二　指定の目的

土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百六十五号

米水津加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和八年十一月二十四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和八年十一月二十四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　施行者の名称

大分市

二　都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・五・四十七号　松原国宗線

三　事業施行期間

変更前　令和二年十月二十日から令和九年三月三十一日まで

変更後　令和二年十月二十日から令和十五年三月三十一日まで

四　事業地

1　収用の部分

変更なし

2　使用の部分

なし

○公　告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和八年十一月二十四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

事業名	地区名	着手年月日	完了年月日
県営中山間地域総合整備事業（農業用用排水施設整備）	国東二期地区	令二・九・三〇	令八・三・三
県営中山間地域総合整備事業（暗渠排水）	国東二期地区	令六・四・二四	令七・四・二八
県営中山間地域総合整備事業（農道整備）	国東二期地区	令五・九・二六	令六・八・八